

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 8 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 民生主管部局 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

## 児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた 対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）等に基づき取り組んでいただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和 2 年 3 月 26 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置され、同年 4 月 7 日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第 32 条第 1 項に基づき緊急事態宣言を行ったところです。また、同日、基本的対処方針についても緊急事態宣言を踏まえた改正が行われたところです。

基本的対処方針においては、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、業務の継続を要請することとされており、児童養護施設等及び婦人保護施設（以下単に「児童養護施設等」という。）についても、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡。以下「留意事項事務連絡」という。）において社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組みについてお示ししていることから、引き続き、基本的対処方針、留意事項事務連絡等を踏まえた対応をお願いいたします。

また、管内の児童養護施設等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

## 記

### 1 入所施設である児童養護施設等における留意事項

基本的対処方針において、特に支援が必要な方々の居住に関するすべての関係者の事業継続が要請されていることを踏まえ、基本的対処方針、留意事項事務連絡の「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について」等において示した留意点等により感染防止及び感染拡大

防止に努めつつ、引き続き入所児童等の養育・保護等を行うこととする。

ただし、留意事項事務連絡では感染者が発生した場合の留意事項も含めてお示しをしているところ、入所児童等や職員に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合等には、許認可権者、保健所等の指示に従い、適切に対応すること。

なお、「新型コロナウイルス感染症の軽度者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、地域での感染拡大の状況によっては、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方には自宅での安静・療養を原則としつつ、高齢者や基礎疾患を有する者等への家庭内感染のおそれがある場合等には、入院措置を行うものとする旨が示されている。入所児童等や職員に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、入所児童の年齢等を勘案しつつ、保健所等からの指示に従い、適切に対応すること。

また、保健所等の指示により、症状がない又は医学的に症状が軽い方を児童養護施設等で療養させる場合には、「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を参照し対応すること。なお、この場合において、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」(令和2年4月7日付け閣議決定)等に係る財政措置等において、マスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援を盛り込んでいることから、必要な備品等がある場合には、積極的にご活用いただきたいこと。

## 2 児童心理治療施設及び児童自立支援施設の通所部における留意事項

児童心理治療施設及び児童自立支援施設のうち通所部については、基本的対処方針、留意事項事務連絡の「社会福祉施設等（通所・短期入所等のサービス）における感染防止に向けた対応について」等において示した留意点等により感染防止及び感染拡大防止に努めつつ、引き続き、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるようにすること。

緊急事態宣言を実施すべき区域として指定された地域においては、今後、法に基づき、都道府県から感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催の制限の要請等が行われることが考えられる。こうした場合には、都道府県からの要請等の内容を踏まえつつ、通所部の運営に当たっては、衛生主管部（局）ともご相談いただきながら、その実施方法について検討をすること。

なお、通所部を縮小して運営する場合や、通所部の利用者や職員が罹患した、地域で感染が著しく拡大している等の理由によりやむを得ず休業する場合であっても、特に支援が必要な利用者に対しては、必要な支援が実施されるよう、措置権者、関係機関等と連携し、適切な代替となる支援を確保するよう努めること。

(別添1)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

(別添 2)

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」  
(令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

(別添 3)

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽度者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

(別添 4)

- ・「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

(別添 5)

- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」(令和2年4月7日付け閣議決定)

**【照会先】**

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

(児童養護施設等並びに児童心理治療施設及び児童自立支援施設(いずれも通所に限る。))

指導係・予算係

電話：03-5253-1111(内線 4878、4877)

(児童相談所一時保護所)

児童相談係

電話：03-5253-1111(内線 4866)

(婦人保護施設等)

女性保護係

電話：03-5253-1111(内線 4886)